

（避難口のとびら等の表示）

第63条の2 令別表第1に掲げる防火対象物の階段室、廊下及び通路並びに防火区画に設けられたくぐり戸付防火戸（シャッターを含む。）のくぐり戸には、避難口である旨の表示をしなければならない。

※ 改正経過：追加〔昭和55年条例第39号〕

【趣旨】

本条は、政令別表第1に掲げる防火対象物の階段室等、防火区画に設けられたくぐり戸付きの防火戸のくぐり戸に、避難口である旨の表示をしなければならないことを定めたものである。

本条の規定は、建築物の大型化に伴い、階段、廊下等に設けられる防火戸も大型化され、このことにより扉の開閉を容易にするためくぐり戸を設けるものが多くなっていた。このことを勘案し、避難口を明確に保持する観点から、昭和55年の条例改正により本条を新たに設け、くぐり戸に「避難口」である旨の表示を付することとしたものである。

【解説】

- 1 本条による避難口である旨の表示対象とするものは、防火対象物の階段室、廊下、通路、防火区画にくぐり戸付きの防火戸が設置されている場合である。シャッターがくぐり戸付きのものも含む。
- 2 火災により防火戸が閉鎖した場合は、くぐり戸を経由することになるため、日常的な移動経路とは異なる経路によって避難しなければならない。よって、避難訓練を実施する際には、より実践に近い訓練とするために、防火戸を閉鎖した状態で、くぐり戸を避難経路とした訓練を実施することで、避難訓練の実効性を高めることが必要である。